〔全訳〕1906-07年イラン憲法

黒田 卓 (監訳) 近藤 百世・徳永 佳晃 (訳)

凡例

- 1. 本稿の翻訳については、次のテクストを参照した。
 - (1) 底本は、政府出版局発行の『イラン (*Rūznāme-ye Īrān*)』紙に掲載されたペルシア 語原文を用いた。1906年憲法及び1907年憲法補則制定時において同紙は、憲法、法令 その他を一般に周知する点で日本における『官報』に準ずる役割を果たしていた。
 - RI: *Rūznāme-ye Īrān*, 25 <u>Z</u>ī qa'de, 1324/10 January, 1907; Ibid., 14 Ramazān, 1325/21 October, 1907.
 - (2) また、前項のテクストには誤植が散見されるため、その補訂のために以下のテクストを参照した。
 - QM: *Qānūn-e Asāsī va Motammem-e Ān be Enzemām-e Farmān-e Mashrūṭiyat*, Tehrān: Edāre-ye Maṭbū'āt va Eṭṭelā'āt, 1952.
 - (3) 加えて、以下の翻訳テクストを参照した。1906年憲法及び1907年憲法補則には政府が作成した公式訳が存在せず、かつ、当該テクストには法学的な見地が十分反映させていない箇所が散見されるため、本稿の作成にあたって不明な点が生じたときは、同時代に刊行された憲法の解説書、憲法制定過程の第1期国民議会審議その他の文献も合わせて参照した。
 - フランス語¹: Mirza Mohammed Ali Khan, "Les lois constitutionnelles persanes," *Revue du monde musulman* 1 (1907), 522-532.
 - 英語: Browne, Edward Granville, "The Fundamental Laws of December 30, 1906," in *The Persian Revolution of 1905–1909*, Cambridge: Cambridge University Press, 1910, 362-371; "The Supplementary Fundamental Laws of October 7, 1907," ibid., 372–384.
 - 日本語²:日本イラン協会『イラン国憲法』孔文社, 1954; 衆議院法制局ほか『イラン憲法:イラン憲法・イラン構成法』衆議院法制局, 1957; 浦野起央、西修「イラン憲法」『憲法資料(中東)』資料体系 アジア・アフリカ国際関係政治社会 史 7, 1979, 423-429; 「イラン補則憲法」同書, 429-435.
 - (4) 本稿で翻訳した1906年憲法及び1907年憲法補則は、各々制定時のものである。したがって、国民議会及び憲法制定議会が議決した修正条文及び条文解釈は、訳文に含まれていない。
- 2. 本稿で翻訳した1906年憲法及び1907年憲法補則は、イラン近代法の創成期に制定され

¹ この翻訳には、1906年憲法の訳文のみ収録されている。

² このうち、衆議院法制局訳及び浦野、西訳については、英訳からの重訳である。また、日本イラン協会訳については、明記されていないものの、訳文の語調から同様に英訳からの重訳が推定される。

た法典であり、その書式及び用語には伝統的な法令文の影響が見て取れる。その点を鑑みて訳文は、原文が持つ当時のペルシア語法文の言い回しを尊重し、直訳を基本とする。 この範囲内において、訳文は、日本語における法令の書式及びその用語に準ずる。

- 3. 訳文の用語は、可能な限り、対応する日本語の法律用語を用いる。日本にない制度及び法概念については、フランスその他のヨーロッパ諸国の制度又は法概念の訳語として定着したものを採用する。
- 4. ペルシア語原文で類似の単語が反復されている箇所については、法学上の観点から同義語と判断できる場合には、一単語で翻訳し、その直後に原語の転写を付す。
- 5. 歴史用語及びイスラーム関係用語並びに祈願文は、日本における研究で定着した訳語 (多くの場合アラビア語の音転写)を採用する(「ワクフ」、「ズー・アル=ヒッジャ」等)。
- 6. shāhānshāh, salāṭīn (solṭān), pādshāh といったペルシア語原文にある君主の称号については、全て「国王」の訳語を用いる。また、mamlakat-e Īrān 等の自国を表す表現については、「イラン国」と訳出する。
- 7. 原文にない語句を補う場合は、[] を用いる。また、祈願文の場合には、該当箇所を 〈 〉で囲むとともに、原語の転写を補う場合には、() を使用する。
- 8. 脚注は、全て訳注である。

1906年憲法3

慈悲深く、慈愛あまねき神の御名において

朕は、1324年ジュマーダー第二月14日 付けの公正に基礎を置く勅令 [の規定] により、国家及び国民の進歩及び福利、政府の基盤強化並びに預言者らの封印たる地位にある御方 [最後の預言者であるムハンマド]〈神よ、彼と彼の一族を嘉し給え〉の示されたイスラーム法の実施をはかるため、国民議会(shūrā-ye mellī)を設立するように命じた。そして、その議員の選出及び任命については、真正なる原則に鑑みて、国民による選挙に委ねたが、その原則とは、公共の事項への承認及び監督に関して、イラン国の人々(ahālī)各々がその地位に応じて権利を有し参与するというものであった。朕の聖旨に基づき国民議会が開設された今、朕は、上記の議会が負う責務(vazāyef va takālīf)及び権限並びに議会と政府機関の関係を規定する憲法(Nezāmnāme-ye Asāsī-ye Shūrā-ye Mellī)として、次の条項(osūl)7を定める。

【議会の構成について】

- 第1条 国民議会については、1324年ジュマーダー第二月14日付けの公平に基礎を置く勅令[の規定]により設立 (mo'assas va moqarrar) する。
- 第2条 国民議会は、イラン国の全ての人々(ahālī)の代表であり、自らの祖国の生活及 び政治に関わる事項に関与するものとする。
- 第3条 国民議会については、テヘラン及び諸州 (eyālāt) より選出される議員をもって 組織し、開設の場をテヘランとする。
- 第4条 議員定数にあっては別に定める選挙規則 (entekhābnāme-ye 'alā ḥadde)'の規定により、当面テヘラン及び諸州 (eyālāt) で 162人と定められているが、当該定数にあっては必要に応じて200人まで増やすことができる。
- 第5条 議員については2年の任期で選出し、その任期の開始にあっては諸州(velāyāt)から選出されたすべての議員がテヘランに参集する日とする。議員については、2年の任期が満了した後にあらためて選出しなければならない。そして、人々(mardom)は、それらの者が信任する前議員のいずれをも再び選出する権利を有する。
- 第6条 テヘラン選出議員は、参集すると、直ちに議会を開会して審議 (mobāḥese va

³ 底本で確認できるように、同法の制定時の題名は、「議会規則(Nezāmnāme-ye Dār al-Shūrā-ye Mellī)」であるが、その後「基本法(Qānūn-e Asāsī)」という題名で言及されるようになった。

⁴ グレゴリウス暦では、1906年8月5日に当たる。

⁵ 同勅令は、解題で言及する「立憲制の詔勅(Farmān-e Mashrūṭiyat)」を指す。

⁶ 同原則とは、解題で言及する「選挙規則(Nezāmnāme-ye Entekhābāt)」を指す。

⁷ 直訳は「諸原則」。イラン法において、法令の条項を指す単語はmādeであるが、憲法の条項を指す場合のみaṣl(複数形oṣūl)を用いる。

⁸ 同条から第8条までは、両院合同会議 (majles-e vāḥed; 1957) の議決によって修正された。この両院合同会議は、第2次憲法制定議会 (majles-e mo'assesān; 1949) において議決された1907年憲法補則附則 (aṣl-e elḥāqī) に従い、1906年憲法第4条から第8条及び1907年憲法補則第49条に修正又は説明を加えるため設置された機関である。

^{9 「}選挙規則 (Nezāmnāme-ye Entekhābāt)」を指す。あわせて注 6 を参照。

mozākere) に入る権利を有する。それらの者の議決については、諸州 (velāyāt) から選出された議員が不在の間には、過半数をもって有効かつ施行する根拠 (manāt) しとなる。

- **第7条** 審議を始める場合は、[総] 議員の少なくとも3分の2が出席していなければならない。そして、表決のときは、[総] 議員の4分の3が出席していなければならず、出席議員の半分を超える票が得られるときに限り、過半数が成立する。
- 第8条 国民議会の閉会期間及び会期にあっては議院内規 [の規定] に従って議会自身が 決定するが、議会にあっては夏期休会後、議会開設記念日にあたるミーザーン月14日¹¹ から開会し、活動しなければならない。
- 第9条 国民議会は、休会しているときには、臨時会を開会することができる。
- 第10条 議会は、開会するときには、国王¹²に対して上奏文を奉り国王から返答を賜る栄 誉(sarafrāz va mobāhī)に浴する。
- **第11条** 議員は、初めて登院するときには、次の通り宣誓して、宣誓文に署名しなければならない。

宣誓書の書式

我々、次に署名したる者は、神『を証人とし、クルアーンに誓う。我々は、議会及び議員の権利が同憲法[の規定]に従って保護され、施行されている限り、この上なく実直(rāstī va dorostī)かつ勤勉(jedd va jahd)に自らに帰せられる責務を遂行する。また、我々は、自らの栄誉ある公正な国王である陛下に対して誠実(ṣadīq va rāstgū)で、君主制の根本及び国民の権利に背く行いをせず、イランの国家(dowlat)¹⁴及び国民の利益(favā'ed va maṣāleh)以外は何も望まない。

- 第12条 何人も、いかなる名目又は理由であっても、国民議会への通知及びその承認なしに、議員を妨害する権利を有しない。議員が公然と軽罪及び重罪を犯し、又は現行犯で逮捕された場合において、その議員に係る刑の執行については、国民議会に通知しなければならない。
- 第13条 国民議会の議事については、その議決を施行できるように、公開しなければならない。新聞記者及び傍聴人は、議会内規[の規定]に従って臨席し、傍聴する権利を有するが、発言する権利を有さない。新聞は、意味を歪曲及び改変(taḥrīf va taghyīr)しない限り、広く一般に審議の議題及びその内容の詳細を知らせるため、すべての議会議事を刊行することができる。何人も、有益な見解を抱くときには、いかなる事項も秘匿されず、何人に対しても隠匿されることがないように、一般紙に掲載することができる。そのため、一般紙は、その内容が国家及び国民の根本となる原則を脅かさない限り、公益に適う事案について議会議事及びそれに係る公論と同様に掲載して刊行する権利を付

¹⁰ QMを採用。RIにおいては、manāt。

¹¹ グレゴリウス暦では、10月5日又は6日に当たる。

¹² 直訳では「[国王の] 吉兆な御許へ(be ḥozūr-e homāyūnī)」。このように国王を婉曲的に示す表現を本稿では直訳せずに、単に国王と訳した。以下同様の表現については、逐一注記しない。

¹³ 本稿では allāh, khodā, khodāvand といった神を示す語を全て「神」と訳した。以下同様の表現については、 逐一注記しない。

¹⁴ ペルシア語法文において、dowlat は、一般に行政府を意味する単語であり、「政府」と訳出する。しかしながら、当該箇所をはじめ、より広範な意味で用いられると判断できる場合には、この語を「国家」と訳した。

与(mojāz va mokhtār)されているが、上記の事項に反して自己の利益を図り刊行し、 又は文書誹毀を行う場合において、新聞記者及び出版者については法律¹⁵に基づいて取 り調べを行い、裁判に付し、処罰するものとする。

第14条 国民議会は、議院内規と呼ばれる別に定める規則に従い、議長、副議長、書記その他の役員の選出及び審議、班その他の手続といった院内の事項について整備(monazzam va morattab)するものとする。

【議会の責務並びにその権限及び権利について】

- 第15条 国民議会は、国民及び国家の利益となるところの全ての問題について、真正 (rāstī va dorostī) な審議及び審査の後にこれを提案する権利を有する。また、[この提案については、国民議会における] 完全な安全及び信頼 (amnīyat va eṭmīnān) のもとでの過半数の議決をもって、元老院 (majles-e senā) 6の承認を付して、宰相 (shakhṣ-e avval-e dowlat) を介して上奏する。そして、[この提案については、] 国王の親署を得て、施行する。
- 第16条 政府及び君主位の基盤強化、各省の基本 [組織] 並びに国政に関する整備に必要とされる全ての法律は、国民議会の承認を経なければならない。
- 第17条 法律の制定又は現行法の修正、補完若しくは廃止に関する必要な法律案については、国民議会が必要なときに用意して、元老院の承認を付して国王の親署を得て施行する。
- **第18条** 財政の処理 (tasvīye)、予算の修正 (jarḥ va ta'dīl)¹¹、租税 (māliyāt) の賦課に係る変更、賦課金 ('avārez') その他に関する可否及び政府によって行われる新たな査定は、国民議会の承認を経るものとする。
- 第19条 議会は、税制に関する事項の修正、国及び諸州(eyālāt)の分担における政府間関係の円滑化並びに各政府[中央政府及び各地方政府]の権限見直しのため、元老院の承認を得た後、当局に対して議決の執行を要請する権利を有する。
- **第20条** 各省の予算については、下半期までに次年度分の調整を終えてイラン太陽暦元日 (nowrūz)¹⁸の15日前までに用意しなければならない。
- 第21条 各省庁の基本となる法律に関して法律の新たな制定並びに既存の法律の修正及び 廃止が必要な場合には、議会がその必要性を発議するか、主務大臣が提出するかの別を 問わず、国民議会の承認をもって行われる。
- 第22条 政府及び国家が保有する歳入若しくは財産については、それが移転若しくは売却され、又は国境(ḥodūd va soghūr-e mamlakat)変更の必要があると認められる場合には、国民議会の承認に服するものとする。

¹⁵ イラン法では議会の開設後、その議決を経た法律(qānūn)を、その手続を経ない法令、すなわち、規則 (neẓāmnāme)、行政府が発する命令 (ḥokm)、その中で特に国王の名で発される勅令 (farmān) その他の法 形式と厳密に区別する。

¹⁶ 元老院は上院にあたるが、実際に元老院が召集されたのは、憲法制定から40年以上経過した1950年のことであった。

¹⁷ QMを採用。RIにおいては、jar va ta'dīl。

¹⁸ 春分の日、すなわちグレゴリウス暦では3月20日又は21日に当たる。現在にいたるまでイランの会計年度は、ノウルーズと呼ばれるこの日から始まる。

- **第23条** 公企業 (kompānī va sherkathā-ye 'omūmī) を設立する利権は、[国民] 議会 (shūrā-ye mellī) の承認を得ない限り、いかなる類のもので、どのような名目であっても、政府から与えられないものとする。
- 第24条 条約及び議定書の締結並びに商業、工業、農業その他の利権(独占権)の供与は、 国内外を問わず、国民議会の承認を得なければならない。ただし、秘匿することが国家 及び国民の利益につながる条約については、この限りではない。
- **第25条** 政府の借款は、国内外を問わずいかなる名目のものであっても、国民議会に通知し、その承認に服するものとする。
- **第26条** 鉄道又は道路の敷設は、国内外を問わず、政府の経費と会社又は企業の経費とを問わず、国民議会の承認による。
- **第27条** 議会は、法律違反及びその施行に係る不作為を認定する場合には、当該事項を主 務大臣に通告するものとする。また、当該大臣は、[当該事項に関して]必要な説明を しなければならない。
- 第28条 国務大臣は、国王が親署を済ませている法律[の規定]に[自らが]違反して文書又は口頭による命令を不法に国王のもとから発し、[かつ、国王のもとから命令を発したことを]自身の不作為及び瑕疵の根拠とした場合には、法律[の規定]に従って国王に対して責任を負うものとする。
- 第29条 議会は、国務大臣が国王親署済みの法律[の規定]に従って説明責任を果たさず、 法律違反及び職権濫用が明らかとなった場合には、当該大臣の罷免を国王に上奏するも のとする。そして、[当該大臣については、]制定法裁判所 (maḥkame-ye 'adlīye) が背 任を認定した後には、再び政府の職務への復帰を許さないものとする。
- 第30条 国民議会は、必要に応じていつでも、6つの階層¹⁹から選出する6人の代表者及 び国民議会議長をもって組織する委員会を介し、国王に直接上奏する権利を有する。[当 該委員会は、] 拝謁の時機について、宮内大臣を介して謁見の許しを得なければならない。
- 第31条 国務大臣は、国民議会の会議に出席し、指定された場所に着席して議会審議を傍聴し、必要であれば、議長に発言の許可を求めて審議及び審査のために必要な説明をする権利を有する。

【国民議会に対する議案の提案について】

- 第32条 何人も、議会の請願登録局 (daftarkhāne-ye 'arāyez)²⁰に宛て、陳情、反駁又は苦情を文書で提出することができる。[議会は、]事案が議会自体に関する場合には、請願者に十分な回答を与えるものとし、また、事案が省庁に関する場合には、調査を行って十分な回答を与えるため、当該省庁へ送付するものとする。
- 第33条 新しい法律については、それが必要となる場合には、主務省庁において起草及び 修正し、主務大臣又は宰相(sadr-e a'zam)を介して国民議会に提出するものとする。

¹⁹ この「6つの階層」とは、前記の選挙規則第1条に規定された議員を選出する階層(ṣenf)を指し、具体的には、王族(shāzādegān va Qājārīye)、ウラマー及び神学生('olamā va ṭollāb)、貴顕(a'yān va ashrāf)、商人、地主及び農民(mallākīn va fallāḥīn)及び同業者組合(aṣnāf)から構成される。

²⁰ 国民議会内規の制定により、請願の審査は、当該議会に設置される請願委員会 (anjoman-e 'arāyez/komīsyon-e 'arāyez) に付託されることになった。

そして、[当該法律については、] 議会が承認した後、国王の親署を得て施行するものと する。

- 第34条 議長は、議長自ら、議員のうちの10人若しくは国務大臣の要請に応じて、新聞記者及び傍聴人の出席なしで、秘密会(ejlāsī-ye maḥramāne)を開くことができる。又は、議員から選出された者をもって組織され、他の議員がこれに参加する権利を有しない委員会秘密会(anjomanī-ye maḥramāne)を開くことができるが、委員会秘密会の議決については [総]議員の4分の3が出席する本会議秘密会(majles-e maḥramāne)で発議されて過半数で承認された場合において、施行するものとする。議案が委員会秘密会で否決された場合において、[当該議案については、]本会議(majles)において発議されることはなく、秘匿するものとする。
- 第35条 議長の要請により設置された場合において、本会議秘密会にあっては適切な審議 の部分を一般公開する権利を有するが、本会議秘密会が国務大臣の要請により設置され た場合において、審議の公開にあっては当該国務大臣の許可を得る。
- **第36条** 国務大臣にあっては議会に提出した議案を審議のどの段階でも撤回することができるが、その議案が議会の要請によるものである場合において、議案の撤回にあっては、議会の同意による。
- 第37条 国務大臣提出の法律案については、議会がそれを承認しなかった場合には、議会の所見を付して (monzam)²¹返付する。主務大臣は、議会の反駁を拒否又は容認した後、 当該法律案を再び議会に提出することができる。
- 第38条 国民議会議員にあっては議案に対する賛否を明確(ṣarīḥ va vāzeḥ)に意思表示せ ねばならず、何人にあっても投票において議員を扇動又は脅迫する権利を有しない。議 員による賛否の意思表示にあっては新聞記者及び傍聴者にも認識可能な方法でなければ ならず、すなわち、その意思表示にあっては青票、白票及びその類の目視できる標識を 用いなければならない。

【議会から議案を提案する要件】

- 第39条 議員が提案した議案は、少なくとも15人の議員がその議案の審議を承認したときに限り、発議するものとする。この場合において、当該議案については、文書で議長に提出する。議長は、まず調査委員会(anjoman-e taḥqīq)²²でこの法律案を審査させる権限を有する。
- 第40条 議会は、本会議(majles)と調査委員会とを問わず、前条で言及した法律案の審議及び審査の場合であって、当該法律案に主務大臣がいるときには、当該大臣に通知しなければならない。そして、出席できる場合において当該大臣、出席できない場合に限り副大臣が議会に出席して、審議にあってはその臨席のもと行われる。

法律案及びその添付資料の写しについては、緊急の議案を除き、10日から1か月前に 主務大臣へ送付しなければならない。同様に、審議の日についても、事前に通知しなけ ればならない。議会が主務大臣の臨席のもと議案の審査を行った後に過半数の議決をもっ

²¹ QM を採用。RI においては、monazzam。

^{22 1910}年に当該委員会が廃止され、その所管は、法制委員会(komīsyon-e mobtakerāt)へと移った。

て承認した場合において、必要な措置をとることができるように、法律案については、 正式に文書化して、主務大臣に提出するものとする。

- **第41条** 議会から提案された議案に正当な理由で同意しない場合において、主務大臣は、 自ら弁明し、議会を説得しなければならない。
- 第42条 主務大臣にあっては国民議会が当該大臣に説明を求める案件について、答弁しなければならず、その答弁にあっては正当な理由がなく合理的な期間を超えて遅滞してはならない。ただし、一定期間の秘匿が国家及び国民の利益に供する議案については、この限りではないが、当該大臣にあっては一定期間が経過した後に、議会において当該議案を公開する義務を負う。

【元老院の構成条件について】

- **第43条** 議会の一方については、元老院として60人の議員をもって組織する。そして、「元老院が」召集された後において、元老院の会議は、国民議会の会議と同時に行うものとする。
- 第44条 元老院内規は、国民議会の承認を経なければならない。
- 第45条 元老院議員については、国内の博識、明敏及び敬虔並びに尊敬すべき者から選出する。30人は、国王が任命し、[そのうち] 15人がテヘランの人々 (ahālī)、15人が諸州 (velāyāt) の人々からなる。そして、[他方の] 30人は、国民が選出し、[そのうち] 15人がテヘランの人々、15人が諸州 (velāyāt) の人々からなる。
- 第46条 元老院が召集された後において、全ての案件については、両議院の議決を経なければならない。当該案件については、それが元老院において発議され、又は内閣から提出された場合には、まず元老院において修正(tanqīḥ va taṣḥīḥ)し、過半数の議決をもって承認した後、国民議会の承認を得なければならない。また、国民議会において発議された場合において、[当該案件については、] それとは逆に、国民議会の後に元老院に提出するものとする。 ただし、専ら国民議会 [の権限] に属する財政に関する案件については、この限りではない。また、[当該案件が国民議会において発議された上記の場合において、] 当該案件に係る [国民] 議会の議決については、元老院に送付し、元老院が自らの²³所見を示すものとする。これに対して、国民議会は、必要な審査の後、元老院の所見に対して同意又は拒否する権限が与えられる。
- **第47条** 元老院が召集されるまで、全ての案件については、国民議会が承認した後に、国 王の親署を得て施行するものとする。
- 第48条²⁴ 国務大臣が提出した議案が元老院で修正(tanqīḥ va taṣḥīḥ)された後、国民議会へ送付されたにもかかわらず承認されなかった場合であって、[その議案が]重要なときにおいて、両院協議会(majles-e sālesī)は、両議院から選出された同数の元老院議員及び国民議会議員によって組織され、係争中の条項について協議する。当該協議会の議決を経た成案は、[国民]議会(shūrā-ye mellī)において読み上げられる。[国民議会は、当該成案について]同意が得られた場合には、確定し、議案の詳細を国王に上奏し、国

²³ QMを採用。RIにおいては、該当語句なし。

²⁴ 同条は、第2次憲法制定議会の議決によって修正された。

王が国民議会の議決を裁可したときに [当該成案を] 施行するが、国王が [当該成案について] 裁可しなかった場合には、再び審議及び審査を行うように命じるものとする。再び [国民議会及び元老院の] 議決が一致せず、元老院が3分の2の特別多数で国民議会の解散を承認し、かつ、内閣も独立してそれを承認したときに限り、国民議会解散の勅令を発する。そして、国王にあってはその勅令において再選挙を命じるが、人々(mardom)にあっては前職の議員を再び選出する権利を有するものとする。

第49条 新しくテヘランから選出された議員にあっては1か月以内に、諸州(velāyāt)から選出された議員にあっては3か月以内に参集しなければならない。また、議会は、テヘラン選出議員が揃ったときに、開会し、活動するものとするが、係争中の条項については諸州選出議員が参集するまで審議しないものとする。そして、新しい議会は、議員全員が参集した後に、全体の過半数(akṣarīyat-e tām)をもってそれまでの議決を認可する。国王陛下は、それら国民議会の議決を承認して施行を命じる。

第50条 議員を改選する命令は、各選挙期、すなわち2年間を通じて、1回を超えないものとする。

第51条 国家基盤の強化、君主制の根幹の擁護、公正な政府機関の監督及び国民の安寧のために朕が制定し、施行したこの憲法の条項(hodūd va oṣūl)を遵守することについては、 朕の後継(a'qāb va akhlāf)国王が国王たる自らの責務と心得て任に当たると定める。

神〈至高たれ〉

この51条からなる国民議会及び元老院の基本法(qavānīn-e asāsī)は、真正である。 1324年ズー・アル=カアダ月14日²⁵

国王陛下の親署

朕の魂を神に捧ぐ

²⁵ グレゴリウス暦では、1906年12月30日に当たる。

1907年憲法補則26

慈悲深く、慈愛あまねき神の御名において

次に定める条項は、イラン国家の立憲的かつ基本となる諸法規を完全なものとするため、1324年ズー・アル=カアダ月14日に、故サイード・モザッファロッディーン・シャー・ガージャール国王陛下〈神よ彼の墓を照らし給え〉が親署した憲法(Qānūn-e Asāsī)に追加されたものである。

【総則】

第1条 イランの国教は、イスラームであり、真実の宗派たる十二イマーム派のジャアファル法学派²⁷である。イラン国王は、この宗旨を奉じ、その宣布に努めなければならない。

第2条 国民議会は、時のイマーム様〈神よ彼の降臨を早め給え〉³*による後援(tavajjoh va ta'yīd)、イスラームの国王陛下〈神よ彼の統治を永続させ給え〉による恩賜(bazl-e marḥamat)³*並びにイスラームの証[たる法学者]〈神よ彼らと同等な者達を増やし給え〉及びイラン国民一般による監視のもとに設置された。国民議会の制定する法律の条項は、いかなる時も、イスラームの聖なる戒律(qavā'ed-e moqaddase-ye eslām)及び最善のお方[ムハンマド]〈神よ彼と彼の一族に祝福と安らぎを与え給え〉が定められた掟に背いてはならない。また、制定される法律がイスラームの戒律に反するか否かの判断は、著名なウラマー³0〈神が彼らへの祝福を長引かせ給え〉の責任に帰されてきたし、実際にそうであることは明白である。そのため、その時代の要請(moqtazā-ye 'aṣrī)にも精通しているムジュタヒド³¹及び敬虔な法学者 5 人以上をもって組織する委員会を公的な機関として常置する。そして、その委員会の任命手順については、次の通りである。まず、シーア派のマルジャア・タクリード³²である著名なウラマー及びイスラームの証[たる法学者]は、上記の資格を持つウラマーから20人を国民議会に推薦する。そして、国民議会議員は、合意又はくじ引(be ḥokm-e qor'e)³³により、その20人のうち5人、又は時宜に応じてそれより多くの人数を任命してそれらの者の資格を承認する。また、その委

²⁶ 同法の制定時の題名は、「基本法(Qānūn-e Asāsī)」であるが、後代には「基本法補則(Motammem-e Qānūn-e Asāsī)」という題名で言及されるようになった。

²⁷ 十二イマーム派は、イスラーム教の少数派であるシーア派に含まれ、その最大宗派である。また、ジャアファル法学派は、当該宗派の信仰に基づく法学派である。

^{28 「}時のイマーム」とは、十二イマームの12代目であり、同宗派の教義において9世紀後半から現在までお 隠れ(ガイバ)しているとされるムハンマド・ムンタザルを指す。同条末尾に登場する「時の証たるお方」 も同一人物。

²⁹ QMを採用。RIにおいては、bazlが脱落。

³⁰ イスラーム諸学を修めた知識人のこと。

³¹ 独力でイスラーム法の法解釈を導き出す資格を持つ、高位の法学者を指す。

^{32 「}模倣の源泉」を意味する、十二イマーム派において最高権威の法学者。一般には大アーヤトゥッラーと呼ばれることも多い。

³³ be hokm-e qor'e については、語義通りくじ引と解釈するか、過半数の議決と解釈するかで国民議会において意見の対立があり、結論が出なかった。

員会の任務は、両議院(majleseyn)³⁴から発案された [法律案の] 条項に関して、真摯な議論及び検討を加えることであり、それらのなかでイスラームの聖なる戒律に反する条項を各々適法性がないと発議して却下する。そして、ウラマーによって構成するこの委員会の評決については、当該事案に関して遵守(motā'va mottaba')するものとする。また、同条については、時の証たるお方〈神よ彼の降臨を早め給え〉が降臨される時まで、変更しないものとする。

- 第3条 イランの国境及びその州県郡 (eyālāt va velāyāt va bolūkāt) 境は、法律によらなければ、変更できない。
- 第4条 イランの首都は、テヘランである。
- **第5条** イランの国旗の色にあっては緑、白及び赤であり、その国章にあっては「獅子と太陽 (shīr-o-khorshīd)」である。
- 第6条 イランの領土に居住する外国人の生命及び財産は、国内法が特別に定めた場合を除き、保護(ma'mūn va maḥfūz)される。
- 第7条 立憲制の原則 (asās-e mashrūṭiyat) は、部分的であるか、全体的であるかを問わず、 停止されない。

【イラン国民の権利】

- 第8条 イランの人々(ahālī) は、国法の前に平等の権利を享有するものとする。
- 第9条 人々 (mardom) にあっては生命、財産、住居及び名誉に関して、あらゆる侵害から保護 (maḥfūz va maṣūn) され、何人も国内法が規定する命令及び手続によらなければ、それを侵害されることはない。
- 第10条 何人も、軽罪、重罪及び不法行為のいずれも現行犯でない限り、法律 [の規定] に従って制定法裁判所の長官が発した令状によらなければ、直ちに逮捕されることはない。また、逮捕する場合であっても、被疑者の罪名については、直ちに又は少なくとも 24時間以内に、本人へ通知しなければならない。
- **第11条** 何人も、自らに判決を下すべき裁判所への出廷を拒まれて他の裁判所へ強制的に付託されることはない。
- 第12条 いかなる刑罰も、法律によらなければ、命令され、執行されない。
- **第13条** 何人の住居(manzel va khāne)も、不可侵(dar ḥefz va amān)である。いかなる 住宅も、法律が定める命令及び手続によらなければ、強制的に立ち入られることはない。
- **第14条** いかなるイラン人も、法律が規定する場合を除き、国外追放され、又はいかなる場所への居住の禁止若しくは移住が強いられることはない。
- **第15条** いかなる不動産も、イスラーム法に認められ、かつ、正当な価額が定められ支払 われることがなければ、その所有者の占有から取り上げられることはない。
- **第16条** 刑罰 (mojāzāt va siyāsat) を理由とした人々 (mardom) の不動産及び動産の没収は、 法律が命じない限り、禁止される。
- **第17条** 不動産及び動産をそれらの所有者から収用することは、法律が命じない限り、いかなる理由であっても禁止される。

³⁴ QM採用。RIにおいては、majles。

- **第18条** 学問、知識及び技能の修得並びにその教授は、イスラーム法によって禁じられたものでない限り、自由である。
- 第19条 官立学校及び私立学校の設置並びに義務教育については、文部省法 (Qānūn-e Vezārat-e 'Olūm va Ma'āref) ³⁵に従って定めなければならない。そして、全ての学校 (madāres va makāteb) については、高等評議会 (riyāsat-e 'ālīye) ³⁶の監督及び文部省の統轄の下に置かなければならない。
- 第20条 一般の出版物は、異端の書物及び真正な宗教 [イスラーム] に有害な事項を除き、自由で、それらに対する検閲は禁止されるが、その中で出版法 (Qānūn-e Maṭbū'āt)³7に抵触する箇所が判明した場合において、出版者又は著者にあっては出版法に従って罰せられる。 [この場合であって、] 著者が認知されて、かつ、イランに居住しているときにおいて、出版者、印刷者及び販売者は、いずれも訴訟から免れる。
- 第21条 結社及び集会は、宗教的及び世俗的な騒乱を引き起こし、治安の妨げになる場合を除き、全国土において自由であるが、集会に参加する者にあっては武器を携帯してはならず、これに関して法律で定める手続を遵守しなければならない。また、公道及び公共の広場における集会も、公安関連の諸法律に従わなければならない。
- **第22条** 法律が特別に定めた場合を除き、郵便を用いた通信にあっては全て不可侵であり、 その押収及び開披については禁止する。
- **第23条** 通信者の承諾を得ない電信を用いた通信 [内容] の公表又は押収については、法律に規定する場合を除き、禁止する。
- **第24条** 外国人は、イラン国籍を取得することができる。その者の国籍取得及び保持並びにその剥奪は、別に定める法律に従うものとする。
- **第25条** その職務上の不法行為を理由に国家公務員に対し訴訟を起こすことは、特別な許可を必要としないが、国務大臣に対し訴訟を起こす場合には、それに関連する特別法を遵守しなければならない。

【国家権力】

- **第26条** 国家権力は、国民から発する。その権力を行使する方法については、憲法で規定する。
- 第27条 国家権力については、三つの部門に分ける。
- 1 立法権であり、法律の制定及びその改正に充てる。また、この権力については、国王、 国民議会及び元老院から発する。そして、これら立法権の源泉たる三つの機関にあって はそれぞれ法律の発案権を持つが、法律の制定にあってはイスラーム法に反しないこと、

³⁵ 同名の法律及び官庁は、設置されなかったが、本条文の趣旨にあっては1910年に制定された「教育・ワクフ・芸術省組織法(Qānūn-e Edārī-ye Vezārat-e Ma'āref va Owqāf va Ṣanāye'-e Mostazrafe)」及び1911年に制定された「教育基本法(Qānūn-e Asāsī-ye Ma'āref)」によって、法制化された。

³⁶ 同名の機関は、設置されておらず、かつ、法令及び国民議会の審議においても詳しい言及がないことから、いかなる組織として構想されていたか不明である。しかしながら、1901年には近代教育制度の整備を進める政府の諮問機関として「高等教育評議会(majles-e shūrā-ye 'ālī-ye ma'āref)」が設置されており、上記の高等評議会についても、これに類する機関であった可能性がある。

³⁷ 同法律は、同条に基づき1908年に制定された。

両議院 (majleseyn)³⁸の承認を経ること及び国王の親署を得ることを条件とする。また、 国家の歳入及び歳出に係る法律の制定及び承認は、国民議会の専権事項とする。 法律の解釈 (sharḥ va tafsīr-e qavānīn) は、国民議会のみが持つ責務である³⁹。

- 2 司法権(qovve-ye qazā'īye va ḥakamīye)であり、法判断に充てる。また、この権力については、イスラーム法に関してイスラーム法裁判所に [与え]、制定法に関して制定法裁判所に与える。
- 3 行政権であり、国王に与える。すなわち、法律及び命令については、法律が規定する 手続に従い、国務大臣及び国家公務員を介して、国王の名において執行する。
- 第28条 前条の三つの権力は、常に、互いに干渉せず、分離しているものとする。
- 第29条 州県郡がそれぞれ持つ財源については、州県議会 (anjomanhā-ye eyālatī va velāyatī) 40の承認に基づき、関連する法律「の規定」に従い、取り決め、処理する。

【両議院議員 (majleseyn)4の権利】

- 第30条 国民議会議員及び元老院議員は、全国民の代表であり、単にその者を選出した州 県郡及び社会階層の代表ではない。
- 第31条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。
- **第32条** 議員は、政府機関で有給の職に就いた場合には、議員の職から解かれる。そして、 [当該議員が] 再び議員資格を得るためには、政府の職務を辞し、国民から選出される ことを必要とするものとする。
- 第33条 両議院は、それぞれ国政に関するあらゆる事項を調査し、検証する権利を持つ。
- 第34条 国民議会閉会中の元老院での審議は、無効とする。

【イラン国王の権利】

第35条 君主権は、神の恩寵により、国民から国王人身に委ねられた信託である。

第36条⁴² イランの立憲的な君主権は、ソルターン・モハンマドアリー・シャー・ガージャール国王陛下〈神よ彼の治世を永続させ給え〉人身及び陛下の子孫が世襲するものとする。

第37条 国王の子息が複数存在する場合において、皇太子の地位は、その母親が血統においてイラン人であり、かつ、その者が王族である、国王の長男に至るが、国王に子息が存在しない場合には、等親原則を遵守して王族の最年長者が皇太子の地位に就く。また、上記の想定された場合であって、国王の子息が誕生するときにおいて、皇太子の地位は、その子息に至るものとする。

³⁸ QMを採用。RIにおいては、majles。

³⁹ QMを採用。RIにおいては、訳文の同項第5段に相当する箇所が脱落。この箇所で規定された国民議会が有する法律の解釈権については、少なくともパフラヴィー朝前期まで、憲法の解釈権を含むと解釈されていた。

⁴⁰ 州県アンジョマン (anjoman) とも呼ばれる。このように、ペルシア語原文において州県議会は、国民議会及び元老院といった中央の議会 (majles) とは異なる用語が用いられ、厳密に区分されている。本稿において、単に「議会」と言及するときには、後者の中央の議会 (majles) を意味するものとする。

⁴¹ QMを採用。RIにおいては、majles。

⁴² 同条から第38条までは、第1次憲法制定議会(1925)の議決によって修正された。

- 第38条⁴³ 君主権を委譲する場合であって、皇太子の年齢が18歳以上のときにおいて、[当該皇太子は、]人身に国王の職務を引き受ける。皇太子の年齢が18歳未満のときは、国民議会と元老院の合同会議の議決により、皇太子が18歳に達するまで、摂政を選出するものとする。
- 第39条 いかなる国王も、戴冠前に国民議会に出席し、国民議会議員、元老院議員及び内閣を構成する各大臣の臨席のもと、次の宣誓をしない限り、国王の座に就くことができない。

朕は、至高なる権力者の神を証人として、荘厳な神の言葉 [クルアーン] 及び神の御許で神聖とされしものに次のように誓う。すなわち、朕は、あらゆる努力をイランの独立を守護することに注いで国土の境域及び国民の権利を守る(maḥfūz va maḥrūs)。また、イランの立憲主義的な憲法を遵守し、その憲法及び制定された諸法律に従って統治する。そして、十二イマーム派のジャアファル法学派の宣布に尽力(sa'y va kūshesh)し、神〈彼に栄光あれ〉があらゆる行為(tamām-e e'māl va ef'āl)の立会人かつ監督者であると理解してイラン国家並びに国民の福利及び栄光のほかには何も望まない。そして、援助者たる神にイランの発展を祈願し、イスラームの聖者たち(awliyā) 4 の清浄な魂に助力を求める。

- **第40条** 同様に、摂政職に任じられた者は、前条の宣誓を行わない限り、この任に当たることができない。
- **第41条** 国王が崩御したときは、国民議会及び元老院については開会しなければならならず、また、両議院の開会にあっては国王の死後10日を過ぎてはならない。
- 第42条 国王存命中に両議院の一方又は両方の議員任期が満了し、かつ、国王崩御の場合において、新たな議員が任じられていないときは、前職の議員を召集して、両議院 (majleseyn) 45 を開会する。
- **第43条** 国王は、国民議会及び元老院 (majles-e shūrā-ye mellī va majles-e senā)⁴の承認並 びに同意なしに、自ら他国の統治を引き受けることができない。
- **第44条** 国王の人身は、無答責である。国務大臣は、あらゆる事項について、両議院に責任を負う。
- 第45条 全ての国事に関わる法律及び詔勅 [国王の命令] については、主務大臣が副署した場合に限り、執行し、また、当該大臣にあってはその勅令及び詔勅における内容の有効性に関して、責任を負う。
- 第46条 国務大臣の任免は、国王の勅令に従う。
- 第47条 軍隊の階級並びに勲章及び栄典の授与は、法律の [規定] 遵守という条件のもと、 国王人身の専権事項である。
- 第48条 国内外の政府各部局における長官人事は、法律[の規定]が特別に定めた場合を

⁴³ 同条、第41条及び第42条は、第3次憲法制定議会(1967)の議決によって修正された。

⁴⁴ イスラームにおいて聖者は、神に近しい者を意味し、神秘主義その他の分野で多様に解釈され、信仰の対象となってきた。一般にシーア派十二イマーム派において、十二イマーム及び彼らの子孫は、聖者とみなされる。

⁴⁵ QMを採用。RIにおいては、majles。

⁴⁶ QMを採用。RIにおいては、majles-e shūrā-ye mellī va が脱落。

除き、主務大臣の承認という条件のもと、国王の権限であるが、法律が規定する場合を 除き、国王が他の国家公務員の人事に関与することはない。

第49条⁴⁷ 法律の執行のために勅令及び命令を発布することは、国王の権限であるが、国 王が法律の執行を延期又は差し止めることはできない。

第50条 陸軍及び海軍の最高指揮権は、国王の人身に存する。

第51条 宣戦及び講和は、国王の権限である。

第52条 1324年ズー・アル=カアダ月14日付の憲法第24条 [の規定] に従って秘匿しなければならない条約については、国益及び国家の安全のために必要であった規制が除去された後、必要な説明を添えて、国王から国民議会及び元老院へ開示しなければならない。

第53条 いかなる条約の秘密条項も、その条約の公開されている条項を取り消さないものとする。

第54条 国王は、国民議会及び元老院の臨時会召集を命じることができる。

第55条 貨幣については、法律 [の規定] に従い、国王の名において鋳造する。

第56条 王室の経費については、法律によって決定しなければならない。

第57条 国王の権限 (ekhteyārāt va eqtedārāt) は、現行の憲法 (qavānīn-e mashrūṭiyat-e ḥāzere) で規定したものに限られる。

【国務大臣に関して】

第58条 ムスリムかつイラン人の血統及びイラン国籍を持つ者でなければ、何人も、国務 大臣の職に就くことができない。

第59条 第一順位の王族、すなわち現国王の子息、兄弟及びおじは、国務大臣の職に選出 される資格を有しない。

第60条 国務大臣は、両議院に責任を負い、両議院のいずれか一方からでも呼び出される場合には、出席しなければならず(bāyad ḥāzer gardand)48、その者に任せられた事項については自らの職務の範囲を遵守する。

第61条 国務大臣は、自らの大臣職務に関して個別に責任を負うほか、内閣として一般的な事項に関して両議院に連帯責任を負い、また、他の国務大臣の職務に関して相互に責任を負うものとする。

第62条 国務大臣の定数については、必要に応じて法律がこれを定めるものとする。

第63条 名誉大臣職の称号については、全て廃止する。

第64条 国務大臣は、国王の口頭又は書面による命令を根拠として、自らの責任を免除することができない。

第65条 国民議会又は元老院は、国務大臣を問責し、裁判に付すことができる。

第66条 国務大臣の責任及び当該大臣に付される刑罰については、法律がこれを規定する ものとする。

第67条 内閣又は国務大臣は、国民議会又は元老院が当該内閣又は国務大臣に対する不信任を絶対多数(akgarīyat-e tāmme)で表明した場合には、失職する。

⁴⁷ 同条は、両院合同会議の議決によって修正された。あわせて注8を参照。

⁴⁸ QMを採用。RIにおいては、該当箇所脱落。

- 第68条 国務大臣は、自らの職務の他に、有給の職に就くことができない。
- 第69条 国民議会又は元老院は、国務大臣の不法行為を破毀院(dīvānkhāne-ye tamīz)⁴⁹に 訴追するものとする。破毀院は、裁判官全員の出席下でその審理を行うものとする。た だし、その訴追が当該大臣の管轄する国家機関と法律上の関係を持たず、大臣自らに係 るものである場合には、この限りではない。
- 注 両議院から選出された同数の議員をもって組織される委員会は、破毀院が設置される まで、当該機関を代行するものとする。
- 第70条 国務大臣が国民議会若しくは元老院から訴追され、又は管轄する機関の業務に関係して大臣自らが訴追され被告となるときには、当該大臣に対する事実認定及び刑の量定は、特別法に依拠するものとする。

【各裁判所の権限】

- 第71条 制定法裁判所及び上級の法院(dīvān-e 'adālat-e 'ozmā')にあっては一般の争訟が公的に審理され、イスラーム法に関する裁判にあっては十全な資格を備えた公正なムジュタヒドの下にある。
- 第72条 政治的な権利に関わる紛争は、法律が特別に定めた場合を除き、制定法裁判所に 属する。
- **第73条** 制定法を司る各裁判所の設置にあっては法律が命じるところに依拠し、何人もいかなる名目及び慣習があっても、法律の定めるところに反して裁判所を設置することはできない。
- 第74条 いかなる裁判所も、法律が命じない限り、開廷されない。
- 第75条 破毀院については、制定法に関わる案件のため、全国でただ1か所、首都に設置する。また、破毀院は、国務大臣に関わる裁判を除き、いかなる第一審の審理も行わない。
- **第76条** あらゆる裁判所の審理については、その公開が治安を妨げる、又は貞節を害する ものではない限り、公開する。裁判を非公開にする場合において、裁判所は、その必要 性を公示する。
- **第77条** 政治犯罪及び出版に関わる犯罪の裁判を秘匿することは、それがふさわしい場合には、裁判官全員の同意によらなければならない。
- **第78条** 裁判所から言渡される判決は、該当する法律の条項に正当な根拠を持ち、それを引用しなければならず、公の場で読み上げられなければならない。
- 第79条 政治犯罪及び出版に関わる犯罪については、法廷に陪審を設けるものとする。
- **第80条** 各制定法裁判所の長官及び裁判官については、制定法裁判所に関する法律⁵⁰が規定する手続に従って選出し、勅令によって任命する。
- 第81条 いかなる制定法裁判所の裁判官も、自ら職を辞する場合を除き、一時的であるか、 永続的であるかを問わず、不法行為に係る裁判及び事実認定なしに、自らの職務から解 任させられない。

⁴⁹ 破毀院は、現代日本の司法制度における最高裁判所に相当する。

⁵⁰ 同条を受けて1911年に制定されたのが、「司法機構及びイスラーム法法廷、治安判事基本臨時法(Qānūn-e Oṣūl-e Tashkīlāt-e 'Adlīye va Maḥāzer-e Shar'īye va Ḥokkām-e Ṣolḥīye)」である。

- 第82条 制定法裁判所の裁判官は、自ら同意する場合を除き、転任を強要されない。
- **第83条** 検察官の任命は、イスラーム法裁判所の裁判官の同意を条件として、国王が任に 当たる。
- 第84条 制定法裁判所の職員報酬については、法律に従って決定するものとする。
- **第85条** 各制定法裁判所長は、有給の官職を引き受けることができない。ただし、当該官職を無償で引き受け、かつ、そのことが法律に反していない場合には、この限りではない。
- 第86条 控訴院については、司法関連の諸法律に規定する手続に従い、各州都(korsī-ye eyālātī)に1か所、司法業務のために設立するものとする。
- 第87条 軍法裁判所については、特別法に従って全国に設置するものとする。
- **第88条** 政府機関及びそれらの管轄間における権限争議の仲裁は、法律が定めるところに 従い、破毀院の裁定に服する。
- 第89条 各法院(dīvānkhāne-ye 'adlīye)及び裁判所は、政府並びに州県郡の命令及び規則が法律に依拠するときには、「審理で」それらを適用するものとする。

【州県議会について】

- 第90条 州県議会にあっては特別の規則 (nezāmnāme-ye makhṣūṣ) 『に従って全国に整備し、 その議会に関する基本法規にあっては次のように定める。
- 第91条 州県議会議員については、州県議会に関する規則⁵²に従い、人々(ahālī) から直接 選出する。
- **第92条** 州県議会は、法律が定める範囲を遵守する場合において、公共の利益に関する改革について、あらゆる監督権限を有する。
- **第93条** あらゆる事項に関する州県の歳出及び歳入の一覧表については、州県議会を通して印刷し、公刊する。

【財政について】

- 第94条 いかなる租税も、法律が命じない限り、賦課されない。
- 第95条 課税免除を可能とする場合は、法律がこれを明示するものとする。
- **第96条** 租税の税率については、毎年、国民議会が過半数の議決をもって承認し、これを 決定するものとする。
- **第97条** 租税については、各々国民の間で、いかなる差別及び特権も設けられないものとする。
- 第98条 租税の軽減及び免除は、特別法の定めるところによる。
- **第99条** [租税については、] 法律が明確に特別と定めた場合を除き、国、州、県及び郡の税目以外でいかなる名目によっても、人々(ahālī) に課さない。
- **第100条** いかなる報酬及び賞与についても、法律[の規定]によらなければ、国庫金から支給しない。

⁵¹ QMを採用。RDにおいては、makhṣūṣ が脱落。

^{52 1907}年 5 / 6 月に制定された「州県議会法(Qānūn-e Anjomanhā-ye Eyālatī va Velāyatī)」を指す。

第101条³ 会計検査院の検査官については、法律が定める期間、国民議会がこれを任命するものとする。

第102条 会計検査院は、出納機関(edāre-ye mālīye)の計算書に係る検査(moʻāyene va tafkīk)及び国庫金を扱う会計官全員の会計監査(tafrīgh-e ḥesāb)の任に当たり、また、次の点に特段留意する。すなわち、[会計検査院は、] 予算で決定されたいかなる歳出科目についても、定められた比率を超過して改変(taghyīr va tabdīl)することなく、あらゆる金額を当該科目において支出する。そして、[当該院は、] 同様に全ての国家機関の計算書を検査(moʻāyene va tafkīk)して会計の支払命令書(sanad-e kharj-e moḥāsebāt)を集めるものとし、会計検査院の報告書を添えて国民議会に一般会計の一覧表を提出しなければならない。

第103条 会計検査院の組織編成 (tartīb va tanzīm) は、法律に従う。

【軍隊】

第104条 軍隊の編制については、法律がこれを規定する。軍人の義務、報酬及び階級昇進は、法律に従うものとする。

第105条 軍事費については、毎年、国民議会が承認する。

第106条 いかなる外国軍隊も政府の業務に任じられることはなく、法律によらなければ、 領土内のいかなる場所も駐屯又は通過できない。

第107条 軍人の報酬、階級及び栄誉は、法律によらなければ、剥奪されない。

宸筆の写し

神の御名〈祝福あれ、至高たれ〉において

基本規則の補則 [1907年憲法補則] は、確認された。[同補則は、] 真正であり、朕自らも神の思召しがあれば、それを護持し、監督するであろう。朕の後継国王も、神の思召しがあれば、この神聖な条項及び原則を護持し、監督するであろう。

1325年未年シャアバーン月29日54。テヘランの宮殿にて55。

⁵³ QMを参照。RIにおいては、同条及び次条の冒頭箇所が脱落。

⁵⁴ グレゴリウス暦では、1907年10月7日に当たる。

⁵⁵ これら本則に加えて、第2次憲法制定議会の議決により、附則(aṣl-e elhāqī)が設けられた。

解題

イランで1906年から翌07年にかけて初めて制定された成文憲法典は、立憲革命(1906-1911年、Enqelāb-e Mashrūṭiyat)と称される大きな政治変動の中から生み出された最大の果実である。この憲法によりイランはそれまでのガージャール朝国王の専制体制を立憲君主制へと法制上転換させることになった。また同憲法は幾度かの修正を加えられながらパフラヴィー朝時代にも生き残り、1979年イスラーム革命成就の後、同年12月施行のイスラーム共和国憲法によって取って代わられるまで、憲法条項の実施がどうであったかはともかく有効性をもった法的文書であり続けた。

この憲法典は、1906年12月制定の「憲法基本法(Qānūn-e Asāsī)」と通称される第1部と、1907年10月制定の「憲法補則(Motammem-e Qānūn-e Asāsī)」と通称される第2部との2部構成になっているのが特徴である。なぜこうしたいささか複雑な構成になったのかは、立憲革命の目まぐるしい変転と諸勢力間の力関係の変化と密接に関連している。そこで憲法成立の歴史的背景として革命過程のアウトラインと憲法が制定されてゆく経緯とその特徴を述べておこう。

ガージャール朝(1796-1925)の第4代国王ナーセロッディーン・シャーが1896年に暗殺されると、半世紀に近い彼の長い治世の間に鬱積された、王朝体制にたいする不満や憤懣は爆発寸前の域にまで達していた。この時期イランが世界経済に包摂される度合いを深めるにつれ、正貨の銀価格の下落が続き、インフレーションが進行、外債を重ねていた国家財政の悪化に拍車をかけただけでなく、国民生活にも多大な影響が出始めていた。19世紀80年代から20年間の間に、基本的な生活物資の価格はおよそ5.5倍にも高騰していた。

20世紀初めに宰相を務めたアブドル・マジード・エイノッドウレ(1845-1926)はこうした危機的な事態に的確に対応しなかったばかりか、前世紀末から開始されたベルギー人官吏登用により関税徴収を厳格化し、より広い財政部門にも彼らを起用する姿勢を示した。さらに、利害関係者を一顧だにせずに印紙税をはじめとする一連の増税も強行した。外国人商会などに比べ立場が弱かった、国際貿易や卸売りに携わるイラン人商人にとって従来のイラン人税関吏の請負制からベルギー人が一律かつ厳密に直接徴収する関税システムへの移行は彼らの存立さえ危うくするものであった。関税徴収締めつけ強化や増税の追い打ちといった強権的な施策実施にたいして、政権は何らの説明責任を負わず、商人たちの抗議の声をあげる回路も存在しなかった。

革命が始動する前年の1904年には、情勢はいっそう深刻化した。旱魃や飢饉、コレラ感染が大規模に再発したのに加えて、日露戦争での敗北や国内での革命状況の発生により、イランの有力な貿易相手国、ロシアとの通商が停滞に陥ったのである。このような一触即発の状況を背景として、1905年12月から、テヘランのバーサール(市場ではあるが、生産も行われるため実質的な首都の経済機能の中枢)の商工業者と彼らと繋がりが深いシーア派高位ウラマーとが連携し、波状的に抗議活動を展開していった。商工業者たちの強権政治への抵抗を代弁したウラマーや神学生たち、およそ2千名がテヘラン南郊のシーア派聖廟、シャー・アブドル・アズィームに避難(ヒジュラ)し、テヘラン知事や宰相の罷免と並んで「公正の館」(「アダーラト・ハーネ」)設立を政権側に要求した。政権も抗議する

側も「公正の館」なる機関が何たるかを曖昧にしたまま、国王モザッファロッディーン・シャーが自筆刺書を発出し、ウラマーの要求をほぼ全面的に認めたために、翌06年1月にはウラマーらはテヘランに凱旋し事態は一旦沈静化するかにみえた。

ところが、エイノッドウレ宰相は辞任することもなく、受け入れた要求を一向に実行に移す気配すらみせず、それどころか、反政府的言動にはいっそう厳罰的態度で臨み、7月中旬には金曜モスクに抗議のため結集した民衆に向けて政府軍が無差別発砲、多数の死傷者を出す始末であった。これを転機に再びウラマー、神学生などはムジュタヘドたち(ペルシア語ではモジュタヘド、法解釈を行う資格のある高位ウラマー)に率いられ宗教都市ゴムに退避、他方バーザールの商人や手工業者同職組合メンバーは首都北部ゴルハク地区のイギリス公使館中庭に大挙してバスト(一種のアジール、聖庇)するという手段に訴えた。夏場を通して参集した人数は1万4千名にも及んだ(当時テヘラン人口は約28万人)。日常的な契約や相続・婚姻などの法的手続きや伝統的な教育活動を担っていたウラマーの不在、バーザール閉鎖による商工業者の一斉罷業により、事実上首都の日常機能は麻痺状態に追い込まれた。

最大の争点であった「公正の館」設置については、エイノッドウレや宮廷はそれをあくまでも司法省内の法廷制度であるという解釈に固執したが、公使館避難者たちは徐々にウラマー、貴顕、商工業者などの国民各層から選出された議会であるとの要求へとエスカレートさせていった。この過程で、本来政権側につくべき政府の高官たちの一部もバスト実行者たちに共鳴し助言や協力を行うようになった。

政府や宮廷内部でこうした動きが顕在化し出した8月になると、テヘラン知事や宰相の解任だけでは抗議活動はもはや収まらず、これ以上の騒乱の飛び火を恐れたシャーは、8月5日付で、「国事と公益の重要事項を審議・審査する」国民議会(Majles-e Shūrā-ye Mellī)開設を明言したいわゆる「立憲制の詔勅(Farmān-e Mashrūṭiyat)」を発した。この勅令を受けて、議会創設のために不可欠な議員選挙の規程、すなわち「選挙規則(Nezāmnāme-ye Entekhābāt)」起草作業に取り組む6人からなる委員会が8月中旬立ち上げられ、同委員会は一説ではドイツ帝国憲法なども参考に集中的に策定作業を行い、わずか3週間余りで完成させ、シャーの親署を得て9月9日に公布した。

同選挙規則によれば、選挙人が6つの階層、つまり①王族、②ウラマー・神学生、③貴顕、④商人、⑤地主・農民、⑥同職組合、に分かれて投票を行う階層別選挙が想定されていた(第1条)。また選挙人は25歳以上のイラン国籍の男子で、階層毎に定められた一定程度の財産を所有する者に資格が限定された(第2条)。他方、被選挙人は30歳以上のイラン国籍男子で、地方で声望があり国政への見識を具備していることも要件とされた(第4条)。国民議会全体の定数限度を200人とした(第8条)が、首都テヘランが60人、それ以外の地方で96人の定数と選挙区を当面定めていた(第6条)。ただし、同規則が特異なのは、地方での選挙実施と議員の首都への到着には相当の時間を要するものと予測されたため、テヘランの議員選挙が完了すれば、その議員だけで国民議会の開会が可能であると規定していたことである(第19条)。シャーと政権が気変わりしないうちに、国民議会開設を既成事実化することがその意図であったと推考される。

この条項を根拠に、テヘラン選挙区から選出された議員だけが参加して、1906年10月7日国民議会が開会された。旧体制から引き継いだ国家財政立て直しも急務であったが、

何よりも最優先すべきは、議会の開設・存置を法的に支える憲法を制定することだった。しかし議会には包括的な憲法典制定のために時間をかけて熟議する余裕がなかったのである。というのも、モザッファロッディーン・シャーは元来病弱でこの頃には病態が重篤化しつつあり、死期を迎えるまでに立憲制詔勅を出した当の国王に憲法を承認・発布させる必要があったからだ。

憲法起草のため取り急ぎ選挙規則起草委員会から多くのメンバーが横滑りした委員会が作られ、わずか2週間ほどで、当時立憲君主制下での自由主義的な議会制民主主義を法制化した典型と評される1831年のベルギー憲法、及びそれに範をとった1879年ブルガリア公国憲法、1876年オスマン帝国憲法を参考にしつつ草案を仕上げ宮廷に送付された。国王は時間を引き延ばし、いくつかの訂正を加えたものの、大枠はそのまま承認、崩御のわずか1週間ほど前の12月30日に親署を得て公布された。

それゆえ、後に「基本法」と一般に称される1906年憲法は、当初「議会(基本)規則 (Nezāmnāme-ye (Asāsī-ye) Dār al-Shūrā-ye Mellī)」と呼ばれていたことが端的に示すように、体系的に作成された法文書ではなく、国民議会と元老院(Senā)の二院制議会とそれぞれの議院の権限・権利、法案提出や議会審議の手続きなど、総じて議会制の基本的枠組みを定めたものである。国王及び大臣と議会との関係や議会が立法する法律とイスラーム法(シャリーア)との関係は、今後の議論に委ねるべき論点として曖昧なままに据え置かれた。

大方の議員や立憲派活動家が予想していた通り、後継国王となったモハンマド・アリー・シャーは、父王の立憲制詔勅を認めず、露骨に議会や憲法を軽視する姿勢を示した。しかし若手の急進的リーダー、セイエド・ハサン・タキーザーデ(1878-1970)が率いるアゼルバイジャン議員団が議会に参加して圧力をかけると、1907年2月には新国王もひとまず態度を改め、立憲制を是認する勅書を出すことを余儀なくされた。

これを契機にして、同じころ国民の諸権利、三権の分立、国王・内閣・議会の各々の権限、中央と地方の権限、司法・軍隊・財政などに関して、より網羅的かつ本格的な憲法の制定が望まれるようになり、国民議会ではタキーザーデなど急進的な議員や法律専門家も加わった、7人からなる新たな憲法補則起草員会が設置された。同委員会もベルギー憲法を下敷きにしながら、ブルガリア公国やオスマン帝国のそれらも参照しつつ、同年3月末には第一次草案を提出することができた。ところが、議会外で強力な反対運動がこの憲法草案に批判を浴びせるようになる。反対運動を率いたのは、保守的な有力ムジュタヘド、シェイフ・ファズロッラー・ヌーリー(1843-1909)で、4月後半から5月にかけて憲法の各条項がシャリーアに適合しているのか否かをウラマーが判断すべきと主張し、議会側も5月半ばには、こうした批判を受け新たにウラマーのメンバーを加えた起草委員会の再編を認めた。かくして議会内外での白熱した論争と審議を経て、同年10月8日に憲法補則が国民議会で承認、シャーの親署をもって公布された。補則と呼びならわされてはいるが、基本法よりこちらのほうが憲法の本体だといっても過言ではない。

以上立憲革命の推移と1906-07年憲法制定の背景を概説したが、次に基本法から補則の成立にいたるプロセスで現れた変化を中心に、若干の点について付説しておこう。

第一に、国民が主権者であり(補則第26条)、国民が権利の主体者として、主としてシャリーアの枠内という留保条件が付帯されてはいるものの、それまで想像だにできなかった諸権利を享受できるものと規定されていることである(同第9~23条)。つまり、補則に

おいては、いわば「権利の章典」が列記されていることである。ただ、この分野で留意しておきたいのは、ひとつは平等の問題である。補則第8条は「イランの人々は、国法の前に平等の権利を享有する」と謳ってはいるが、裏返していうと宗教法、すなわちシャリーアの前では、非ムスリムとムスリムは平等であるとは明言していない。これを投影した条項としては、国務大臣の資格にムスリムであることの要件を盛り込んだ補則第58条が挙げられるだろう。また、ベルギー憲法には条項が存在する、信教の自由や言語使用選択の自由、さらには男女の奴隷制の禁止に関する条項も見受けられないことも注目すべき点であろう。

第二には、国民の諸権利とは対照的に、従来理念のうえでは無制約とみなされてきた国王の大権に法的に掣肘を加えたことである。議会の存続を至上命題にしていた基本法で、すでに国王が国民議会を解散するには、議案の承認において両院の議決が一致せず、「元老院が3分の2の特別多数で国民議会の解散を議決し、かつ、内閣も独立してそれを承認したとき」に限ると幾重にも制約条件が付けられていた(第48条)。補則では、さらに国王の権利には種々の制限条項が追加された。そもそも君主権は国民から国王に「委ねられた信託」であり(第35条)、国王はそれまで自らの「下僕」(bandegān)として手足のように使ってきた国務大臣や政府部局の長官について、任免権こそ認められたものの、国務大臣は議会にたいして連帯責任を負い(第60,61条)、かつ議会は内閣または国務大臣の不信任を採択した場合は失職することが定められた(第67条)。また、第49条は国王に(議会が議決した)「法律の執行を延期又は差し止めることはできない」ことを義務づけた。加えて王室の経費も「法律によって決定」されるとして、議会側の監視の権限を認めた(第56条)。

第三に、条文中の概念定義がより明確化されていったことが挙げられる。ここでは一例 として地方の州という行政区分概念がどのように変化していったかを一瞥しておこう。元 来1906年9月選挙規則では、第6条において地方の議員定数として「各州 (eyālat) か ら6人ないし12人」と記している一方、同じ条項中で各地方選挙区を列挙する際には、テ ヘラン以外の「他の州(eyālāt va velāyāt)は以下の通り」と表記していた。こうしたほぼ 同じ州を指す語に eyālat と velāyat を混用するケースは、基本法でも共通しておりテヘラン と地方の州選出議員を対比的に述べる条項では、eyālat (pl. eyālāt) とするのは 第 3, 4 条、velāyat(pl. velāyāt)とするのは第 5, 6, 45, 49条である。第19条は国と対比 して諸州という場合に、eyālātと表現している。したがって本訳文では基本法に関しては どちらの語が使われている条文でも「州」という訳語を当て括弧書きでペルシア語原語を 付記している。しかしこうした混用状態に一応の終止符を打ったのが、1907年5/6月制 定の「州県議会法(Qanūn-e Anjoman-hā-ye Eyālatī va Velāyatī)」である。同法第1条で eyālat の概念が定義され、「州総知事が中心に所在し、知事が所在する県 (velāyāt) から構 成される」地域と規定され、他方 velāyat の概念はやや複雑で同法第115条で二様に定義さ れる、つまり eyālat を構成する県と称すべき地域か、あるいは首都から派遣される知事が 所在する地域(この場合訳語としては「準州」の意味が適切かもしれない)とされている。 いずれにせよ、velāyat は eyālat の下位区分と位置づけられたわけで、それが補則にも反映 して上記の州県議会の権限に関わる条項(第90~93条)はもちろん、第3,29,86,89条で も明らかに行政区分の上下関係を意識して書き分けられている。そのため補則訳文でもこ

の点を念頭において、eyālatを「州」、velāyatを「準州」の事例は考慮に入れず一律に「県」と訳し分けた。また、国家体制をめぐる見解の変化を示唆する事例も随所にみられ、たとえば基本法第30条が定めていた議会代表が国王へ上奏する権利は、補則第44,45条において、両院に責任をもつ主務大臣が、国王が発出する勅令・詔勅に副署しなければ執行されないと規定され、国王の専断的な命令には議会が一定の法的な拘束力を発揮することになり、実質的な意味を失ったといえる。

第四に、上述したように憲法補則草案が議会に提出されると、議会の立法行為をシャリーアの枠内にあるものと考えていた穏健な立憲派ウラマーや、立法行為それ自体が神の主権への冒涜と見なすシャリーア原則主義的なヌーリーのような立場からする批判や反対が強まり、議会でかなりの草案修正が行われたことである。その最たるものが、起草委員会が参照したどの国の憲法にも類例をみない、ウラマー委員会が議会提案の法案をシャリーアに照らして審査し、適法性がないと判断した場合は却下できることを定めた第2条である。同委員会の設置に当たっては、高名なウラマーや法学者が国民議会に推薦する20人から、国民議会側から5人ないしはそれ以上を任命するという手続き上議会側の選択権が担保されたが、ウラマーが議会の立法行為に関与する回路を開くものであった(ちなみに、この委員会は一時を除き、実際に設置されることはなかったが、しばしばウラマーや宗教勢力が体制批判を行う法的根拠として使われた)。その他、既述のごとく第8条の「国法の前での平等の権利」という表現や国民の諸権利へのシャリーアによる制約条件の付加なども、こうした修正の中で審議・決定されていったものである。

立憲革命の果実であった憲法諸条項は、必ずしも甘い味がするものではなかったかもしれない。むしろ諸勢力の妥協の産物であったことや、議会や憲法そのものが国王のクーデタによって停止されたこと(1908年6月)や英露両国の力による革命自体の圧殺(1911年末)を思えば、苦みも大いに含まれているだろう。読者諸賢が本邦初の原典からの日本語訳を文字通り玩味していただければ、われわれ訳者一同にとってこれに勝る喜びはない。

なお、訳文を作成するに当たって、1906年憲法の下訳を近藤百世が行い、徳永佳晃がそれも参考に再度同法を訳出し、続いて1907年憲法補則を全文翻訳した。それらを土台に、上田涼氏が法学の立場から貴重なコメントを寄せ、また東洋文庫現代イスラーム研究班メンバーとも幾度か集団的な検討を行って改稿を重ねた。これらの作業全体をおもに徳永が遂行し、黒田卓が全体の調整と訳文の監修を行った。上田氏をはじめ有益な助言や意見をいただいた関係者各位に深くお礼申し上げたい。

(黒田卓)